

---

令和3年 第6回(定例)木城町議会会議録(第2日)

令和3年6月7日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和3年6月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

出席議員(10名)

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 神田 直人君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 中武 良雄君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君  
書記 池田真那海君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	半渡 英俊君	副町長 .....	島田 浩二君
教育長 .....	恵利 修二君	総務財政課長 .....	萩原 一也君
会計管理者 .....	河野 浩俊君	まちづくり推進課長 .....	西田 誠司君

環境整備課長 …………… 長友 渉君      教育課長 …………… 平野 大輔君  
税務課長 …………… 黒木 宏樹君      福祉保健課長 …………… 小野 浩司君  
町民課長 …………… 三隅 秀俊君      産業振興課長 …………… 吉岡 信明君  
代表監査委員 …………… 桑原 正憲君

---

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思っております。お帰りの際は、傍聴席入り口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

なお、服装につきましては、本日、クールビズ対応となっております。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（中武 良雄） おはようございます。

早朝より、議会傍聴にご来場いただきありがとうございます。

傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため換気を行い、議場内においては、マスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

本日の一般質問は3名の議員が行います。

質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。議員の質問事項につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴者の写真撮影を行いますので、重ねてご了承をお願いいたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

---

## 日程第1. 一般質問

○議長（中武 良雄） 日程第1、一般質問を行います。

これから、通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番、3番の質問事項について、一問一答式により、3番、森伸夫君の登壇質問を許します。森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 3番、森伸夫でございます。

現在、宮崎県では、感染者減少の状況にありますが、4月下旬以降に第4波の新型コロナウイルスが感染拡大し、感染力の強い変異ウイルスの影響もあり、飲食店や職場、高齢者施設等でクラスターも発生し、気の抜けない不安と我慢の日が続いております。

木城町では、感染抑制の切り札として、医療従事者並びに65歳以上の高齢者を対象にワクチンの接種が始まり、5月31日からは、高齢者に対して2回目の接種も始まったところでございます。

今回のワクチンは、高い有効性と安全性が確認されており、感染予防と感染しても重症化を防ぐ効果の高いワクチンで、接種者が増えると、感染が広がりにくくなり、接種していない人を守ることができると言われております。

国が一方的に期限を設定し、自治体の負担を無視して接種を進めようとする強引なやり方には疑問を持ちますが、結果として、ワクチン接種が加速する部分については、理解もするところでございます。

木城町では、町長を初め、担当部署の早めの対応と対策で、早い接種としていただいたことに対しまして、この場を借りて、感謝とお礼を申し上げたいと思います。ワクチン接種ができない事情のある町民の方を除き、できるだけ多くの町民に、1日も早いワクチン接種が進むことを願っているところでございます。

また、ワクチン接種事業にかかわる町担当部署の職員の皆さんを初め、部署を超えて協力いただく職員の皆さん、医療関係者並びにスタッフ全ての方々のご苦勞に心から感謝とお礼を申し上げますとともに、今後も、長丁場での大変な作業が続きますが、接種完了まで、万全を期していただくようよろしくお願いを申し上げ、通告書に基づいて質問をさせていただきますが、通告時点から20日ほど経過しており、一部、質問内容が判明した事項もありますので、その点、ご了承いただきたいと思います。

まず最初に、新型コロナウイルスワクチン接種と今後の感染防止対策の周知についての項目で、通告書の①と②になりますが、木城町のワクチン接種の状況について質問をいたします。

先行して始まった医療従事者のワクチン接種の状況と5月10日から始まった65歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種の進捗状況並びに完了見通しとしてはどうなるのか。

中間的な情報では、65歳以上の接種対象者は1,900人で、受付が1,300人、600人ほど受け付けされていないと聞いておりますが、直近の状況を教えていただきたいと思います。

また、現在、2回目の接種も始まっております。2回目の接種時には、高い頻度で疲労感や頭痛、発熱等が起こるように聞いておりますが、副反応の情報があれば、併せて教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、新型コロナウイルスワクチン接種の完了状況等のお尋ねであります。

まず初めに、新型コロナウイルスワクチン接種でありますけれども、いわゆる発症予防、感染予防、そして重症化予防に効果がありまして、今、ワクチン接種をしておりますけれども、抗体を持つということで、集団免疫ができるということになりますので、これが新型コロナウイルス感染症の収束の鍵を握っていると言われていたところでもあります。

国内では、医療従事者につきましては、今年の2月17日から始まっております、今、議員がおっしゃったように、木城町を初め、全国各地で、65歳以上の高齢者を優先先行してワクチン接種が始まっているところであります。

1つのお尋ねの医療従事者関係につきましては、これは、国が直接、国の統一の接種円滑化システム、V-SYSと言いますが、そのシステムを使って接種をしている関係上、私たちは、医療従事者がどれくらい接種されているかというのを把握できておりません。

ただ、木城町のクリニック、木城クリニックでありますけれども、そこについては、勤務する従事者については全員、2回目の接種を終わっているという報告を受けているところであります。

それから、進捗状況と見通しでありますけれども、木城町におきましては、円滑な接種執行に向けて、全庁的な協力体制のもとで、接種推進室を福祉保健センターの中に設置をいたしまして、いわゆる集団接種、それから医療機関での個別接種、そして巡回接種という三本立てで行うということにいたしております、一般社団法人日本健康倶楽部宮崎支部のご支援をいただきながら、接種の加速化を図ってきているところであります。

それから、そういう状況ですね。5月10日から1回目を接種しております、31日から2回目の接種が始まっているところであります。

副反応についてのお尋ねであります、今のところ、これといった大きな副反応の報告は受けておりません。進捗状況、それから完了見通しの詳細、それから、副反応の状況等につきましては、ワクチン接種推進室長を兼ねています福祉保健課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） お尋ねの件で、まず、集団接種の状況についてであります、1回目を5月10日から5月27日まで、延べ9日間実施をいたしまして、1,385名の方が1回目接種を受けられております。

当初、接種券を発行しています65歳以上で、その時点での人数としましては1,922名で

ありますので、集団接種における1回目接種の接種率としましては72%というふうになっております。

また、ご質問にありました5月31日からは2回目の接種が始まっておりまして、先週の3日間で370名の方が2回目接種が終了をしているという状況であります。

完了の見通しについてですが、現在行っています集団接種については、総合交流センターリバリス会場の1か所でありまして、6月17日までに、先ほどの1,385名の方の2回目接種が終了する予定で計画をしているところであります。

もう1つ、副反応の状況についてであります。先ほど、町長のほうからもありましたように、今回の接種に関しましては、経過観察時間ということで、それぞれの方の病歴またはアレルギー症状等の状況に応じまして、15分または30分の待機をさせていただいております。

接種後30分以内の、いわゆるアナフィラキシー等の重篤な副反応の発生は、1回目接種並びに先週の2回目接種においては、1例も発生をしておりません。ただし、一般的に報告をされております副反応については、軽度から中等度と重度、そして重篤というふうに区分をされますので、例えば、接種部の痛みや腫れ、または頭痛、筋肉痛などの軽い副反応については、何名かの方から報告をいただいたり、お問い合わせ等をいただいているという状況はあります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 次に、通告書、③と④になりますが、他の市町村の一部では、受付の段階で電話の混雑やシステム不具合も発生し、受付ができないなどの問題が発生をしたと聞いております。また、接種会場において、誤って使用済みの注射器を使ったり、原液での接種、希釈液での接種、同一人に二度の摂取、ワクチンの廃棄など、接種ミスとトラブルも発生しております。

木城町でも、接種予約開始時の電話混雑については想定をされていたことだと思いますが、受付できない等のトラブルは起こっていないか、また、交通手段のない接種者の送迎支援については、問題なく対応ができているのか、併せてお聞きしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今回の高齢者接種の予約につきましては、4月19日から開始をしておりまして、電話、それから、直接ワクチン接種室保健センターに来ていただく方法、それから、独自の予約システムを使ったウェブでありますとかLINE等を使っての予約受付でありました。

4月19日から始めたわけではありますが、一部、やはり、初日一日、二日は密になる状態、混雑した状態が見受けられたところでもありますけれども、そうとは言いながらも、町民の皆様方の節度ある行動でありますとか、寛容な心持ちですね。心配をしておりました大きなトラブル、そ

れから、もめごと、混乱等はなかったもの思っているところでもあります。

その後の予約においても、今現在、最後まで接種できないとか、予約できる状況ではないというようなことはありませんので、比較的順調に進んでいるものと理解をしているところでもあります。

それから、交通手段のない接種者の支援関係でありますけれども、当初から、高齢者でありましたので、やはり、足の不自由な方、あるいは車椅子の方、それから、運転できない方等いらっしゃることは予測していますので、送迎用の車両、それから、福祉協議会での外出支援サービス等を利用して、万全を期したつもりであります。

今のところ、実際に総合交流センターリパリスのほうで様子を見ますと、ほとんど、自分で来られておまして、一部、車椅子の方は家族の方が連れてこられたりしておりますし、また、先ほど言いました、うちのほうの送迎用の車両を使う方もいらっしゃるしまして、特段問題はないというふうに理解をしているところでもあります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 次に、通告⑤ですが、他の市町村では、第4波で福祉施設、教育・保育施設でも感染クラスターが発生した事例もあります。町外居住者の関係はあると考えますが、福祉施設等の利用者と関係者、それから、町民等接触の多い町職員並びに保育園の関係者、学校の教職員、民生委員、あるいは社会福祉協議会の関係者等も含めて、自治体の裁量の中で先行してワクチン接種はできないのか、また、キャンセル等により発生する余剰ワクチンはどう対応しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ワクチンの接種主体者は市区町村でありますので、それぞれの市区町村のほうで責任を持ってワクチンを接種していくということになります。それが大原則であります。具体的なご質問でありましたので、福祉保健課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、ご質問のありました高齢者等の福祉施設等の利用者並びに職員の接種状況であります。町内にあります施設ごとで対応が異なっております。

まず、複合型福祉施設人の里「仁の里」につきましては、施設内において、巡回接種という形で接種を行っております。したがって、5月19日から1回目接種を開始をしております。

また、特別養護老人ホーム「新納荘」につきましても、同じく、巡回接種という形で、施設内で6月2日からそれぞれ実施をしているところでもあります。

その他のグループホームや住宅型有料老人ホームにつきましては、6月9日、今週の水曜日か

ら木城クリニックにおいて、午後の休診の時間を使いまして、個別接種を順次、開始をする予定としております。

この木城クリニックにおける個別接種につきましては、当面、そういった高齢者施設等の入所者並びに職員を接種していくという予定であります。

また、先ほど申しあげました住宅型有料老人ホームにつきましては、一部の入所者や、また町外の施設入所者等で、住所を町内に有する方につきましては、総合交流センターリパリスで行っております集団接種の1回目を受けられている方もいらっしゃいます。

併せて、先ほどから申し上げていますそれぞれの高齢者施設等の職員につきましては、入所者と同じ形で優先して接種を行うという形で今、進めております。

施設入所者、高齢者施設等を含む全ての2回目の完了等につきましても、木城クリニックの個別接種が今週から始まるということもありますので、国のほうから言われております7月末ではなく、今月末から7月の初めのうちには、概ねが完了するという今、見込みで進めているところであります。

関連で、ご質問がありましたが、まず、ワクチンの余剰の発生の対応についてであります。

現在の集団接種においては当然、キャンセル等、または当日の体調等によって、キャンセルという場合が発生をしております。国においても、可能な限り、無駄なく接種を行っていただく必要があるということで通知をされている関係から、本町の取扱いとしましては、現在のところ、医療従事者等という詳細な範囲の中で、今回、予防接種の業務に従事をしていただいている方の中から、優先順位をつけて順次、余剰接種を行っております。現在、優先としまして、保健師、看護師等の直接、予防接種の中でも接種者に携わる職務につかれています方を優先している関係で、これまでの医療従事者等の接種券を発行して接種した方は、1回目接種の中では5名という形になっております。

それと、高齢者施設以外の施設職員並びに保育園の職員、小・中学校の教職員等の優先接種はということでありましたが、今回の65歳以上の接種に関します余剰については、先ほど申しあげた対象者で接種を考えております。

したがいまして、今後、基礎疾患を有する方、または、60歳から64歳、そして16歳以上全ての町民への接種の中で、この言った、関係します職員等につきましては、先ほど、ご質問がありましたように、これまでの感染状況またはクラスター、変異株の拡大、そういった感染拡大等を考えますと、早期に接種をする必要性はあるというふうに認識をしておりますので、本町に住所を有する職員等については、優先的に予約等を受け付けるご案内は可能かというふうに判断をしているところであります。本町に住所を有しない職員等につきましては、接種券の問題等が発生をしますので、他市町村、いわゆる住所を有する市町村との協議等も含めて、今後、調整を

していく必要性があるかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 続きまして、通告書⑥であります。コスモス通信で再連絡はされておりますが、高齢者の中で、理解不足で予約ができなかった町民はいないのか、遅れて接種希望をされる場合はどうするのか、ワクチン接種を希望しない町民を含め再確認はされないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 現在行っています集団接種の中で、予約が分からなくて等の問題についてであります。今回の予約につきましては、事前に周知を行っていること等もありまして、予約に関することとか、接種に関すること、または、副反応に対する質問など、様々な問い合わせに丁寧に対応をしております。したがって、希望される方が予約できないという状況にはないというふうに判断をしております。

ただし今回、3クール9日間、1回目、接種を行っていますが、時間が進むにつれて、追加で予約をされるという対象者の方もありました関係で、5月25日からの第3クールからは、一応、キャンセル待ちを受付を行っております。当日等のキャンセル、または先ほどありました余剰分、余剰が発生する場合等につきましては、当日、優先的にご連絡をさせていただいて、その日に受けていただくという形を、現在しております。

なお、先週から始まっております2回目接種についても、2回目接種が、本人さんの体調であるとか諸事情によってできない方も発生をしております。そういった枠については現在、キャンセル待ちをされている方について、1回目接種を同じ日に入れて、余剰が発生しないように調整を行っているところでありますので、希望されている高齢者の方の接種については、順調に進んでいるというふうに認識をしております。

また、希望されない町民への対応についてということですが、今回のワクチン接種につきましては、関連する予防接種法等の法律に基づきまして、接種を受けるよう努めなければならないという、いわゆる、努力義務の規定になっております。したがって、接種を強制するものではなく、あくまでも、本人さんが納得した上で接種の有無を判断していただき、接種を行うということになっております。

中には、病気や飲んでる薬等によってできない方もいらっしゃいますし、強いアレルギー反応等によって、積極的な接種ができない方もいらっしゃるかと思います。そういったこともありますので、今後も個別に未接種者への勧奨を行うということは予定はしておりません。

あくまでも、冒頭ありましたように、感染症の緊急的な蔓延予防の観点から、町民の皆様に接



種へのご協力をいただく旨につきましては、引き続き、呼びかけを行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 続きまして、通告⑦であります。国内での往来や海外への渡航、国内での大人数が参加する各種イベントや施設への入場、今後の生活活動に必要な場面もあると考えますが、ワクチン接種の証明書は発行しないのか。また、今、政府が動員を検討しておりますワクチンパスポートの情報も含めて、情報があれば、一緒にお伺いしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 証明書の発行についてであります。今回の接種につきましては、2回目接種終了時に接種済書をお渡しをしております。本町の場合は、葉書サイズで、一応作成をさせていただいておりますので、2回目接種をされた方はご存じかと思いますが、それが接種済書という形になりますので、今後のことも含めまして、大事に保管をいただければというふうに考えております。

それと、関連になりますが、医療従事者等の先行等優先接種をされている方が町内にもたくさんいらっしゃるかと思いますが、その方たちは、冒頭、町長のほうが申しあげましたように、接種券を発行をしているわけではございません。したがって、現在は接種をされた医療従事者の医療機関、医療団体等において、接種記録書というのが発行をされております。この接種記録書を持って、今後、本町が16歳以上の接種券を送付をするということになった以降に、接種番号が付与されるということになりますので、その後に、接種済書というのを本町のほうから発行するという手続になるかというふうに思っております。

それと、パスポートの件については、現在、国等を含めましての情報も、まだ、通知が来ておりませんので、現状のところは、特に取り扱いを行っている状況にはございません。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 意見として申し上げますけれども、先ほども申しあげましたが、今後の生活活動におきまして、そういった証明書が必要な場面もあるのかなというふうに想像をしておりますが、全町民の全てがワクチン接種をされるわけではありませんので、接種していない人への理不尽な差別化につながる可能性もあるのかなというふうに考えています。十分、注意をいただきたいというふうに考えております。回答要りません。

続きまして、通告書⑧と⑨になります。

厚生労働省は、接種年齢の引下げを、ちょうど1週間前ではありますが、今月6月1日から

16歳以上としていたのを、12歳以上にワクチン接種の対象者とするようになりました。

町内の12歳から64歳までの対象者は何名おられるのか。なお、ワクチン接種順位により、今後の高齢者以外のワクチン接種が計画されていると考えますが、どのように計画をされているのか。全ての接種希望者が2回目を完了するめどとしましては、いつぐらいを想定をされているのか。

また、ワクチン確保については、接種計画に併せて、問題なく供給されるのか。

個別接種の件は問おうと思っておりましたが、町内の病院、木城クリニックでこういう接種をされるということで先ほど言われておりますが、その中で、関連して申し上げますが、現状の木城クリニックの外来診療が土曜日休み、平日も半日休み、平日の受付が3時半までということで、町民の方が、その受付の短さに不安を持たれる町民の方、利用者がおられます。

個別接種ということですが、そういった日常の外来診療に支障がないように、要請を併せていただくというわけにはいかないかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、高齢者以外のワクチン接種のスケジュール等についてであります。

先ほどから申し上げておりますように、高齢者の65歳以上接種が6月末、今月末から7月初めには概ね完了するというふうに思われます。したがって、未接種者の高齢者を除きまして、今後の接種順位で申し上げますと、基礎疾患を有する方及び60歳から64歳、そして、16歳以上全ての町民の1回目接種の現在、計画を進めているところであります。

現在のところ、接種券の発送は16歳以上から64歳まで、残り全ての町民の方に6月中旬、来週の中ということになるかと思いますが、一斉には発送をする予定にしております。

したがって、接種につきましては、今後も、現在行っております総合交流センターリバリスでの集団接種を中心というふうに考えておりますので、7月中に、集団接種において、16歳以上の町民、全ての希望される町民の方に接種ができるように、接種対象としまして現在、1,800から2,000が、7月中に1回目終了するというところで計画を進めているところであります。

なお、接種対象者につきましては、当初、16歳以上ということで想定をしておりますので、全体で約2,300名というふうに、接種券上では判断をしているところであります。

なお、12歳から15歳の追加がありました。こちらについては、概ね、150から200名の間というふうに数字上ではなっておりますので、その分が12歳までという、引下げに對しまして追加をされるというふうに認識をしているところであります。

ただし、今後の日程につきましては、高齢者接種と同じように、予約の仕方につきましては、や

はり、接種順位というものがありますので、まずは、基礎疾患並びに60から64歳を優先した予約ということで、今のところ、考えておりますが、先ほど申しあげましたように、7月中にできるだけ、全て希望される方は接種できるということで計画をしていきたいと思っておりますので、高齢者接種の予約と同じように、接種できない状況が発生しないよう、計画は進めていきたいというふうに思っております。

関連のワクチンの供給量についてであります。現在、高齢者接種に可能な数であります3ケース分が、もう入ってきておりまして、約3,300回、対象者にして1,650名分が供給済みの状況であります。

今後、基礎疾患並びに60歳から64歳分までを含めて2ケースですね。2,340回分、1,170人分になりますが、これについては、一応供給が確定しておりますので、今月中に供給されるということになります。

今後、先ほど申しあげました16歳もしくは12歳までの引下げに対応するために、最低でも2ケース、2,340回、1,170人分になりますが、この確保が必要になりますので、そこにつきましては、国・県のほうに現在も要求をしている段階でありまして、合計しますと、約4,000人分の接種について確保するというので、現在進めております。

なお、現在、ファイザー製を使用しておりますが、今後も引き続き、市町村接種にかかる分です。ありますので、本町においては、ファイザー製を同じように配給をしていただくように希望していくという予定にしております。

併せて、個別接種の関連のご質問がありましたが、先ほど、お答えしましたように、今週の水曜日から、午後の休診時間を使って個別接種を行うということで、想定をさせていただきました。したがって、通常の診療時間、月曜から金曜までの診療時間を潰して接種をするという形を、今回とっておりませんので、現在の診療体制等の診療時間には問題ないというふうには思っております。

あくまでも、あえて休診日、休診時間を使っておりますので、週1回、水曜日の午後ということで、個別接種の回数としては、なかなか厳しいのかもしれませんが、現在、集団接種で、概ね、終了をしていっている状況がありますので、7月末までは、水曜日の午後の時間を使った形で接種を進めるということで今、木城クリニックと調整をさせていただいたところであります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 時計を止めてください。先ほどの質問内容の中にありました、希望者全てが終わる。難しいのでしょうけど、大体どのくらいを、担当課としてめどをつけているかというのを、ちょっとお聞きしたいのですけど。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 希望者というのは、16歳とか12歳以上全ての町民ということによろしいですね。

一応、先ほど、1回目接種を7月中にということでご回答させていただきましたように、おのずと、3週間後の2回目接種が入ってきますので、それが8月ということで、今、計画をしております。したがって、8月中には、概ね、集団接種における接種は完了をしたいというふうには思っております。その後については、木城クリニックの個別接種で対応をしていくということで今、予定しています。

ただし、若干、先ほどご質問がありました12歳から15歳の接種につきましては、今後、接種場所並びに集団接種で可能かどうか。後は、接種体制等含まれて、厚労省のほうで認可されたばかりでありまして、まだ、今後の協議の必要性がありますので、現在のところはまだ、12歳から15歳について、こういった形で接種するかというのは決定をしていないという状況であります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） ありがとうございます。

この項目では最後の質問になりますが、今後の感染拡大防止対策の実施と町民への周知をどのように図っていくか、質問をいたします。

64歳以下の町民のワクチン接種も今からということですが、また、何らかの事情で接種できない町民もおられますし、年齢制限もあり、まだまだ、多くの町民が未接種という状況の中にあつて、県内でも、変異株が主流となりつつあります。変異株は従来株と比べて、かなり、わずかな接触でも感染力が強く、年齢を問わず、重症化しやすい特徴を持っております。

県は感染拡大により発令しておりました県独自の緊急事態宣言の感染者の減少と病床使用率の改善を受け、外食制限や不要不急の県外往来自粛など、一定の行動要請は継続するものの、5月31日で宣言を終了をしました。

2度接種を終えた高齢者からは、安心したといった声が多々聞かれます。ワクチンを接種したことで気の緩みもあるかもしれません。経済活動をする中では、やむなく県外へ往來することもあると考えます。どう今後、町民へ周知を図り、継続的に意識づけをしていくか、お聞きしたいと思っております。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 元の日常生活に戻るためにはワクチン、それから治療薬、そして公衆衛生対策、この3つだと言われております。

ワクチンは今、始まりました。それから、治療薬も今、開発中であります。私たち一人一人ができることということは、公衆衛生対策であります。これまで、木城町も、2月7日でしたかね、最後にですね、11名でしたが、発生をしておりません。やはりこれは、町民お一人お一人の公衆衛生対策のたまもの、それから、私たち、県やらがお願いをします行動抑制等をしっかりと守っていただいた結果だと思っております。ですから、今後も引き続きですね、今おっしゃったように、繰り返し、継続してお願いをしていくということに尽きるかと思っております。

それから、感染拡大の状況を見て、それぞれフェーズが変わってきます。警戒レベルも変わってきますので、その際には、私も今までどおり、町長メッセージを発していますが、改めて、町長メッセージを発すること等により、注意喚起を行っていきたいと思います。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 意見として申し上げますが、コロナ収束までは、いま一度、気を引き締め、常に緊張感を持って、町民一人一人が感染対策に取り組み、常識ある行動をすることが重要であると思っております。

ただいま言われましたように、日々の体温測定等体調管理、手洗い、消毒、マスクの着用、密集、密閉、密接等の基本的防止対策の徹底を図っていかねばならないというふうに考えております。

コスモス通信はもとより、あらゆる組織と場面を通じて、徹底して町民への周知を図っていただきますようお願いを申し上げます。

次に、2番目の項目になりますが、町外の中学校進学に対する対策について質問をいたします。

初めに、通告①ですが、毎年、町外の中学校へ進学する生徒がいますが、過年度の状況はどのようなになっているのか、お聞きいたします。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 町外の中学校へ進学する過去3年間の生徒数でございますが、令和2年度の小学校卒業生では5名、令和元年度は3名、平成30年度は3名となっております。

なお、進学先でございますが、県立中学校へは2名、残り全てが私立中学校への進学となっております。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 通告②であります。先ほどありましたように、ここ3年間で11名ということですが、毎年、町外の中学校へ進学する生徒がいます。あくまでも、進路選択はそれぞれの家庭、並びに個人の自由であります。目的を持って進学されるのは大変素晴らしいことでもありますが、違う視点から見ると、一部の生徒には、木城中学校では目的を達成できない。魅力がないということになるというふうに思います。

今までも、学校と連携して、町外へ進学する理由、目的を調査、分析し、その対策を十分検討されてきたと考えておりますが、その理由、目的はどのような内容か、また、全員が木城中学校へ進学できるように、どのように対策を今までしてきたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 町外へ進学する理由や目的までは、具体的には調査しておりません。将来の夢や希望の実現に向け、または、保護者の教育方針など、木城町以外の中学校へ進学する理由は様々だと思われま。

議員がおっしゃったように、このことも十分に尊重されなければなりません。また、生徒本人や家庭の事情という場合もあるかと考えられますので、調査については、慎重な姿勢が必要かと考えられます。

ただし、6年生を対象に、中学校に進学するに当たって、部活動や教科といった小学校との学校生活の違いや、中学校としての心構えについて等の説明会はこれまでも行っており、スムーズに、安心して中学校入学ができるよう努めております。今後も木城町のよさを感じ、安心して入学できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 私の想像するところでは、学力面だとかスポーツの関係とか、そういったものが目的にあるのかなというふうに思っておりますが、いろいろな内容があると思いますが、そういった内容を検討し、対策をしていけば、一部でも改善ができて木城中学校にとどまった生徒もいたのではないかと。なぜ調査、分析し、対応を検討していないのか、何らかの制約があるのか、そこらあたりを教えてくださいたいと考えます。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 今、申し上げましたとおり、生徒の夢や希望の実現に向けて保護者、教育方針等も十分に検討された上でのこの進学というのはございます。全く、その内容について検討しなかったというわけではありませんが、逆に、木城町の、木城中のよさを子供たちに理解していただいて、学力の向上または、現在できる部活動の充実等を図って、入学する子供たちに少しでも木城町の中学校での生活を充実したものにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 調査等がされておられませんので、正確にはわかりませんが、そういった理由の中に、いじめ等人間関係、そういった問題が他校に行く目的というのが存在しないかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 子供たち、人間関係やいじめ等の問題も、今、子供たちの中でも、全国的な問題等も上がっております。木城小学校では、また木城中学校でも、いじめ等、また人間関係についてのアンケート等も毎月、執り行っております。その結果において、教職員が子供たちに、一人一人に対応した形で、全職員でできるだけ、子供たちの人間関係がスムーズになり、健全な学校生活を送れるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 通告書③ですが、いま一度お尋ねしますが、令和5年に向けて、義務教育学校の開校準備も進んでおります。学校は木城町の宝であり、時代を超えて人をつなぐ地域の拠点であり、そして、その主役は児童生徒であります。どこにも劣らない学校運営と施設の充実で、素晴らしい人間形成と学力向上を目指して、他市町村から転校と移住を呼び込むことも期待をしているところでありますが、そういった中で、現状の木城町から町外への中学校へ進学し、生徒が1人でも減少することに不安を感じております。

今はまだ少人数であります。この人数が増えてくると、深刻な問題に発展する可能性もあります。町外へ進路を求める理由、目的を調査しなければ、何も改善対策ができないと考えます。

今までは、本人の名あり、家族を傷つけるようなことがあるといけませんので、深く追及されていないようですが、今後は、先ほど申しましたように、全員が木城中に残っていただきたい。改善するべきところは改善していきたい、そういった思いを持っておりますが、その点はどうに対策を考えておられるか、お聞きします。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） ご質問がありましたように、調査、検討につきましては、やはり、全くしないというわけではなく、本人や本人の家族に聞くかどうかは別として、この子供たちはどういう傾向で町外の学校に行ったんだろうというような、そういう傾向性というものはしっかり調べていこうと考えております。

しかしながら、やはり、別な面で木城中のよさ、また義務教育学校のよさを生かしながら、その魅力を発信しながら、他町に、また他校に進学する子をできるだけ少なくしていこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） よろしくお願いたします。

最後の項目となりますが、新年度となり、2か月が過ぎました。新型コロナウイルスに翻弄さ

れながらのスタートで、大事業であるワクチン接種事業と並行しての調整、運営となるところでありますが、既に実行される事業もあると思いますし、今後、コロナ禍の影響を受ける事業もあるのではないかと考えますので、確認も含めて、施政方針の具現化について質問をさせていただきます。

まず、通告①ですが、町民が主役のまちづくりの中で、高齢者等ごみ出し支援事業、空き家等対策計画の作成、地域おこし協力隊の活用、地域活性化企業人事業などの取組を、いつまでに、どのように進めていくのか、お聞きいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まず初めに、議員初め、多くの町民及び職員の協力と後押しをいただいて、様々な取組ですね。調整、実行できておりますことを改めて感謝を申し上げたいと思っております。

お尋ねの施政方針の具現化に際しましても、議会議員のご理解を賜り、職員と一丸となって、よりよいまちづくりや木城創生に向けて、現在、取り組んでいるところであります。

まず初めに、高齢者等のごみ出し支援事業についてであります。本年4月1日から実施しております。まだ始まったばかりでありますので、ごみ出し支援事業の周知を図るよう、町民課のほうに促しているところであります。

次に、空き家等対策計画の作成につきましては、令和4年3月31日、今年度までに策定する予定で現在、策定作業を進めているところであります。

また、空き家等の対策を支援する場であります木城町空き家等対策協議会の設置につきましては、現在、委員候補者の選定中であります。

次に、地域おこし協力隊の活用であります。これにつきましては、第2期の木城町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも触れておまして、令和6年度まで、5名を確保するというところで、目標値を掲げております。

今年度は、新たに、福祉保健課では、地域ふれあい・支え合い事業などに従事していただく隊員、それから、まちづくり推進課では、木城町ふるさと振興協会における組織強化のための隊員、それから、移住・定住関係の隊員、それから、産業振興課のほうでは有機農業の推進に従事する隊員、それから、併せまして、今議会の補正予算では、追加で1名の追加費用を計上させていただいているところであります。

ですから、総合戦略というところの5名は、もうクリアをすると。今年度中にうまくいけばクリアをするというような状況であります。これについては、費用については、国のほうの支援がありますので、常日頃から言っていますように、足りないところは十分活用する、あるいは、借りてでもやりたいと思っておりますので、今後、増える可能性があると思っております。

それから、地域活性化企業人制度事業につきましては、今回、ANA総合研究所と契約をしま



して、1名の派遣が決まっております、4月からふるさと振興協会のほうに派遣をいたしまして、今、観光産業推進に従事をしていただいているところであります。

具体的な事業の取組状況でありますとか推進状況等につきましては、それぞれ担当します担当課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 町民課長。

○町民課長（三隅 秀俊君） 先ほど、今、町長が申し上げたことと重複しますけれど、高齢者のごみ出し支援事業につきましては、要綱を作りまして、4月1日から実施しています。始まったばかりということで、まだ、相談はございませんが、今後、月報、コスモス通信、ホームページ等を使って、広報をして周知していきたいと思っております。

続きまして、空き家対策計画の作成ですが、来年の3月31日までで策定する予定で動いております。今、町長が申し上げましたとおり、現在、委員の候補を選定中でございます。今後、策定する中で、次年度以降、具体的に何をするかですね。一番、定住・移住とか、特定空き家の対策とか検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） まちづくり推進課の関係につきましては、地域おこし協力隊、それから地域活性化企業人制度の活用ということで挙げております。

先ほど、町長のほうからご説明がりましたが、当初予算において、1名継続分の地域おこし協力隊員を予定しております、その分につきましては、木城町ふるさと振興協会のほうに現在、派遣をしまして働いております。また、新たに1名、地域おこし協力隊員を当初予算において、計上しております、その採用におきまして、4月に面接を行ったのですが、現在、採用まで至っていない状況で、重ねて募集を行っていききたいというふうに考えております。

併せまして今回、6月議会の補正予算において、新たな移住・定住を目的とした、いわゆる移住・定住コンシェルジュという業務、具体的には、移住・定住者からの相談や情報の提供、発信、PR、それから、移住後のサポート、並びに空き家等の有効な活用等を検討していただく地域おこし協力隊員を募集したいというふうに考えておりますので、こちらにつきましては、補正予算成立後、速やかに、募集等を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 産業振興課長。

○産業振興課長（吉岡 信明君） 産業振興課関係でありますけれども、有機農業に意欲的に取り組む人材として、現在、1名の地域おこし協力隊の募集を行っているところでございます。

今回の補正予算にもう1名、計上しております、今後、面接等を行い、適任者がいれば、

7月からの採用を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 福祉保健課関係の地域おこし協力隊の活用についてですが、世代間交流福祉館「かしのみ」を拠点としています地域ふれあい・支え合い事業に関しまして、そこに企画・運営に携わっていただくということで、6月30日までの期間で、現在、募集を行っております。

現在のところ、1名応募を受け付けているという状況でありますので、今後、速やかに選考を行いまして、できるだけ早い時期に採用できるように進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 空き家対策についてですね、条例制定し、1年ということですが、先ほどの説明で、計画書作成が今年末ということですが、進行状況を聞こうと思ったのですけれども、特定空き家指定等、また、代執行案件の洗い出し等については、その後ということになるということですね。

それと、対策協議会もまだ、役員の選定がされてないと。その後ということですね。わかりました。

1つ意見として申し上げておきたいと思いますが、高齢者等ごみ出し支援事業については、地域の高齢者の意見を聞くと、これはもう、地域で解決しなければならないこともあると思いますが、ごみステーションまでが遠いとか、ごみステーションの場所を増やしてほしいとか、高齢者の希望としては、いろいろな問題が含んでおるようでありますので、また、民生委員なり公民館長とも情報共有していただいて、高齢者の要望にできるだけ答えていただきたいというふうに考えております。回答は要りません。

次に、通告書②であります。教育のまちづくりの中で、産前・産後サポート事業、病児・病後保育施設整備事業、コミュニティスクールの設置など、人づくり革命の実現をいつまでに、どのように進めていくのか、お聞きいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 初めに、産前・産後サポート事業でありますけれども、これにつきましては、妊娠から出産、子育てに関しまして、専門の職員が相談支援を行うというサポート事業でありまして、これにつきましては、昨年度から、もう既に実施をしているところであります。

それを受けまして、今年度は子育て包括支援センターを設置をいたしまして、さらに、支援体

制を充実させていきたいという方向で今、進めているところであります。

それから次に、病児・病後児保育施設整備事業につきましては、めばえ保育園に隣接しますふれあいプラザを整備をいたしまして、来年4月からの開設を目指しております。なお、改修等必要でありますので、その費用につきましては、9月の定例会に上程する方向で今、事務作業を進めているところであります。

それから、コミュニティスクールの設置につきましては、教育委員会のほうで取り組んでいただいております。今年の4月から、コミュニティスクールディレクターも配置をされ、地域とともにある学校づくりがなされているところであります。

今申し上げました事業の取組や状況、それから進捗状況につきましては、それぞれ、担当します担当課長、それから教育委員会のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、産前・産後サポート事業についてですが、昨年度、令和2年度から事業実施をしております、事業内容としましては、産婦健診を年2回、実施をしています。また、産後ケアとしまして、県助産師会に委託をしております、必要に応じて、助産師が自宅等を訪問して、相談等の支援を行っているという状況であります。

併せて、今年度から、保健センター内に子育て包括支援センターを設置をしております。保健師を母子保健コーディネーターとして1名、兼務であります、配置をさせていただいて、産前・産後サポート事業と連携した、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制づくりを現在、進めているところであります。

続きまして、病児・病後児保育施設の整備についてですが、町長のほうからありましたように、現在、めばえ保育園に隣接しますふれあいプラザの改修改築に向けて工事設計を行っておりますので、9月に本体にかかります増改築工事費の計上を予定をしております。今年度中に整備を完了して、令和4年4月に開設ということで、現在のところ、進めているところであります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） コミュニティスクールに関してでございますけれども、コミュニティスクールとは、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目的に、学校運営に、地域住民の方々や保護者が参画することを通じて、学校・家庭・地域との関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映し、地域ならではの創意や工夫を生かした学校づくりを進めていくために設置するものであります。

木城町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則を令和3年4月1日に施行し、既に、5月19日に第1回目の役員会を開催しております。今後、運営協議会を本年度4回、実施予定

であります。

なお、このコミュニティスクールにおいて、学校と地域をつなぐ役目である、先ほどの町長の答弁でもありましたけれども、コミュニティスクールディレクターを教育委員会内に、今年度から1名の配置もしております。

以上でございます。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） あと3点ほど、施政方針の中の具体的な項目について質問したいと思います。

まず、通告書③であります。高齢者対策についての項目の中で、高齢者の包括的支援に向けて、どのように地域包括支援センターの体制を強化し、機能の充実を図るのか。高齢者対策については、相談協力員や民生委員等の連携が不可欠であります。コロナ禍の中で、相談協力員の設置と民生委員との連携について、問題なく充実が図られているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 高齢者の暮らしを地域でサポートする地域包括支援センターの体制強化でありますとか、機能充実を図るとのことにつきましては、森議員と同感でありまして、だからこそ、今おっしゃったような相談協力員でありますとか民生委員との協力・連携・支援を必要不可欠だと思っております。この協力・連携・支援の状況でありますとか相談協力員制度は新しい制度であります。この詳細につきましては、担当課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まずは、包括支援センターの体制強化についてですが、ご承知のとおり、65歳以上、高齢者の全て、健康維持であったり、生活の安定のための必要な支援ということになりますので、その体制につきましては、当初から、主要体制としまして、主要3職種というのがありますので、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員というのを配置して行ってきております。

本町の場合は、高齢者等ひとり暮らし、または高齢夫婦等の生活実態とか、または、虐待等の困難事例等の対応等もあります関係で、多職種連携というのを進めておりまして、看護師と作業療法士に加え、昨年度末から栄養士も配置をして、現在、そういった5名を足しまして、8名の体制で、多職種連携による機能強化というのに取り組んでいるという状況であります。

併せて、相談協力員と民生委員との連携ということのご質問であります。相談協力員制度につきましては、令和元年度に制度設計を行っております。令和2年度、昨年度から活動開始を目指しておりましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の感染状況が長期化しているということもありまして、当初予定をしておりました協力員の委嘱については現在、延期をさせていただ

ております。

この協力員の役割は、包括支援センターと一体的に、生活や家庭環境の把握に努め、必要な高齢者等への見守り活動や声掛け運動を通して、民生委員とも連携をするという自主的な取組で、今回、制度設計を行ったものであります。

現在、当初、令和2年度からの委嘱を考えておりました関係で、町内8名の方に、一応ご了解はいただいております。今後、今回のワクチン接種が進むということを考えますと、今年度中に委嘱ができるものというふうに考えております。

併せて、正式な、本格的な活動については、民生委員との連携もありますので、各種研修会等を実施をしていきたいというふうに考えておりますので、そういったことを考慮すると、令和4年度からの本格的な活動というふうにつなげていきたいというふうには進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 民生委員とともに、相談協力員の連携ということで、高齢者対策について、この連携を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

細かいところで申し訳ありませんが、次にいきます。

「木城の明日を担う心豊かでたくましい人づくり」の項目の中で、通告④ですが、子育て支援として、子供たちが安全に安心して生活できるように、家庭、学校、地域が連携し、登下校の見守り活動の充実を図るとのことではありますが、登校時については、ボランティア等の協力も得て、ある程度の体制ができていると考えます。

下校時の見守りはどのように取り組んでいるのか、また、今後取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃるように、児童生徒の登下校の安全確保に、今現在、町民の方々がボランティアとして見守り活動をしていただいております。この場をお借りして、感謝を申し上げたいと思いますし、また、いろんな場面で、官民挙げて、こういった活動をなされていることについても、大変感謝をしているところであります。

登下校の見守り活動の充実についての具体的な行動、対策等につきましては、教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、1つ言えることは、これからもずっと、子供たちの笑顔が輝くように、あらゆる場面で全力で取り組んでいくということが肝要かなと思っています。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 登下校時の見守り活動については、木城っ子安全守る隊、応援隊に登録していただいている皆様へ、ボランティアによる活動をしていただき、厚く感謝申し上げたいと思っております。

下校時の見守りについての御質問でありましたけれども、木城っ子安全守る隊、応援隊の皆様には、小・中学校の毎月の行事予定に併せた下校時間の目安を送付して、活動をお願いしているところでもあります。このほか、小学校新1年生は、学校に慣れるまでの1か月は各児童館までの引率もお願いしているところでもあります。

本町は椎木児童館、総合運動場、町体育館、トレーニングセンター、総合交流センターリバリスが学校へ隣接するという恵まれた環境にあることから、授業が終わると、児童生徒は児童館、スポーツ少年団や部活動、または、総合交流センターリバリスでの図書館や学習塾に通い、また、放課後学習のために会議室が空いているときは、木城っ子広場として開放をしております。その後、帰宅は放課後の迎えや町営バスを利用する児童生徒も多いかと考えられます。

もちろん、授業が終わり、そのまま帰宅する児童生徒もいますので、登校時ほどは多くありませんが、木城っ子安全守る隊、応援隊、青パト登録者の皆様による見守りや木城駐在所による巡回もいただいているところでもあります。

今後は、木城っ子安全守る隊、応援隊へより多くの方に登録していただけるよう、募集活動を行うと同時に、登録者の方々との会議を開き、意見交換を図りながら、下校時における見守り活動について、よりよい方法等を検討していきたいと考えております。

また、毎年開催しております木城町通学路安全推進会議の開催、及び通学路における合同点検を実施し、危険箇所の共有と、必要に応じて、町道等の安全施設の整備を図ってまいりたいと思います。

さらには、高鍋地区防犯協会が作成した子供110番お助けハウスという黄色の旗を、PTAの協力を得ながら、各地区の家屋に掲げていただき、児童生徒が安心して登下校できるよう、安全安心な地域づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 先ほども申しましたように、登校時については、ある程度の人数をかけて見守りができているというふうに思います。下校時が、若干、現状では寂しいかなというふうに考えておりますので、他町のよい例とかも取り入れながら、下校時の見守りが十分できるように対策をよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、通告⑤、最後の質問になりますが、義務教育学校校舎建設事業につきましては、令和5年開校に向けて計画的に問題なく進んでいるのか、今どのような状況なのか、お聞きいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 義務教育学校の建設事業につきましては、ソフト面とハード面、両面から今、進んでいるところでありまして、ソフト面については、特に学校カリキュラムでありますとか、学校名も決まりましたが、学校名でありますとか、あるいは、制服をどうするのかとか、そういったもろもろ、それから、一番大事な学校教育カリキュラム関係であります。そういった部分も含めて、今の小・中学校の先生方、一丸となって精力的に取り組んでいただいているところであります。

それから、ハード部分の建設事業につきましては、先週の3日が入札参加の締切りでありまして、今現在、3つの共同企業体が申し込みをされております。6月22日に一応、入札をするという方向で進んでおりまして、その後、仮契約、議会の承認を得て、実際の工事着工となるわけです。ですので、現在のところは、予定どおり、令和5年4月、開校、開設に向けて順調に進んでいるものと思っていますところであります。

詳細についての答弁につきましては、教育委員会のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 義務教育学校の新校舎建築工事の第1期工事でございますが、本年9月15日から令和5年1月31日までの工事期間となっております。

第1期工事の第1工区である新校舎本体工事につきましては、既に、先ほど、答弁もありましたように、入札公告を5月10日に行い、入札日は6月22日としており、計画どおり進んでいるところであります。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） ハード面、ソフト面、全て計画的にいつているということで理解したいと思いますが、ハード面の中で、1点だけ気になることがあります。

それは周辺住民の説明と、そういったことがなされているのかどうかというのを1点、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中武 良雄） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 義務教育学校校舎建設にかかわる周辺住民への説明ということでのご質問をいただきました。

まず、学校におきまして、今回の義務教育学校の校舎建設、どのように進んでいくのかという保護者のほうに説明をさせていただいたところであります。

去る5月14日ですか。新しい校舎が建つ中学校のグラウンドのほうに隣接するところに住居を構えている方10戸の方を、まず対象に説明会を行ったところであります。

今後ですね、校舎の部分だけではなくて、取壊しですとか、グラウンドですとか、いろんな建

設、令和6年度までかけて行うわけですが、いろいろな問題といたしますが、丁寧な説明が必要になってくるかと思えます。

1つは、工事車両が頻繁に通ってくるということで、その交通経路、それから、施工工事の時間、そういったものの説明、こういったことについて、今、環境整備課のほうと詰めておりますが、周辺の地区住民の方に説明会の実施を予定をしておるところであります。また具体的にいつというところまでは至ってないというところがございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 今、工事関係の車両の出入りとか、そういった関係の説明は今後でいいと思いますが、私が気になっていたのは、西側周辺の住民が、3階建てが建つと日照の問題が出てくるということで、耳に入りましたので、そういったことについてはもう、説明なり意見を伺ったということで理解していいんですかね。

○議長（中武 良雄） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） グラウンド西側に位置する方への説明会、先ほど言いましたように、5月14日に実施をしたところでありまして、対象となる戸数は10戸でございます。

校舎を設計するに当たりまして、現在の小学校、中学校の体育館、これはそのまま使うということで説明をいたしております。それから、校舎の取壊しについてですけれども、新しい校舎を造りながら、既存の校舎については、そのまま使うということで説明をしました。

この既存の校舎を使いながらということですので、どうしても、敷地の制約というのが出てきます。それから、言いましたように、体育館、講堂を使うということで、その配置についても考えなければいけないと、こういった理由で、どうしてもこの位置になるのだと。

あるいは、学校の先生方が県道側から今、校舎のほうに通勤されてくるわけですが、生徒の通学路と一緒にいるということもありまして、先生方の通勤の通路等についても考えなければいけない。

さらには、先ほどの話の中でも出ましたが、小学校と中学校、近隣の教育施設、総合交流センターリバリス、体育館、トレーニングセンター、こういったところへのアクセスというのでも考えなければいけないと。こういった中で、この新しい校舎につきましては、どうしてもここに建てる必要があるのだということで説明をしたところでありまして。

以上です。

○議長（中武 良雄） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） ありがとうございます。

最後に、意見として申し上げますが、第5次総合計画の人口将来展望では、2025年、4年



後ですね。4年後に4,771名と想定はしてあります。確実に人口減少が進み、今年5月1日現在で4,835名、4年後の想定人口にも、今年中にはなっていくのかなというぐらいのスピードで減少が起こっております。少子高齢化の中で、確実に人口減少が起きている状態です。

日本経済においても、コロナ禍の影響によりまして、人の動きが制限され、不況で節約志向も根強く、全国でワクチン接種も始まりましたが、感染が終息し、経済が活性化するには時間がかかると考えております。

町の財政も、コロナ禍の影響並びに大規模償却資産税の減収の中で、基金繰入れやふるさと納税の推進など、適正な財源確保で、スピード感を持って人口減少対策と地域活性化対策を具現化するとともに、町民と一体となって新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、ポストコロナの新しい社会定着を実現させていただくことを期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 3番、森伸夫君の質問が終わりました。

○議長（中武 良雄） ここで10分間休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時31分再開

○議長（中武 良雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番の質問事項については、一問一答式により、2番、桑原勝広君の登壇質問を許します。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今、コロナ禍から終息が見えず、気が休まるときがありませんが、ワクチン接種も始まり、全町民が完了したときに、次のステップに上がり、皆さんと笑える日々が早く来ることを待ち望んでいる次第です。

では、通告どおり質問させていただきますが、その前に、通告書のナンバー6の避難者数の人数が490人と書いていますけども、419人に訂正、お願いいたします。

では、通告の1いきます。

今回は災害発生時、災害時、避難時について再確認する意味も含めて質問させていただきます。

今年も台風3号が発生し、熱帯低気圧に変わりましたが、海水温が高く、いつでも大型台風になる可能性があります。また、線状降水帯の発生により、集中豪雨が起きる時期になりました。それと、30年以内に必ず起こると言われる南海トラフ地震も10年が過ぎ、あと20年のうちにいつ起こるか、危機感を常に持っていなければなりません。台風、大雨は天気情報で事前に予

測できますが、今、地震が発生したらどう対応していいのか、私自身、戸惑うと思います。

新聞等で、2011年3月11日の東日本大震災から10年、2016年4月14日の熊本地震より5年、それぞれ防災特集を組まれ、危機感を報道しています。また、令和3年5月20日から、新たな大雨洪水警報レベルにより、警報レベル4の避難指示で、必ず避難するよう、内閣府より呼びかけていますが、町民の皆様の現状の防災意識は十分であるか、町長の認識をお聞きいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今おっしゃったように、私たちは平成7年の阪神淡路大震災、そして平成23年の東北大震災、直近で、平成28年の熊本大地震、これらを教訓にして、防災・減災に取り組んでいるところであります。

その教訓の1つが自助・共助・公助が言われました。しかし、その自助・共助・公助の割合は7：2：1であります。結局、自分の命は自分で守るという自助、これが大事だというのが大きな1つの教訓であります。そういった部分から含めましても、お尋ねの防災意識は十分であるかということにつきましては、私はまだまだそうではないと思っているところでありますが、ただ、昨今は大規模な災害等が連続しておりますので、そういった意味では、町民お一人の防災意識というのは高まってきている、あるいは浸透してきているものと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今、第4波の新型コロナウイルスの対策に集中しておりまして、自然災害のほうの防災意識は、今、町長言われたように、若干は上がってきているかもしれませんが、薄い状態だと思います。

今、町長が言われていましたように、自助・共助・公助の割合が7・2・1と言われます。自助、自分の命は自分で守るという備えが基本でありますので、各個人の自助意識をどう上げていくかが、これからの防災対策に、真剣な活動につながってくると思います。

防災意識の向上を、繰り返し、繰り返し、告知しかないと思いますが、町のリーダーの町長の真剣な呼びかけで、防災意識の向上を図っていただきたいのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） まさに今、桑原議員がおっしゃったように、愚直に、そして継続して、繰り返し繰り返しですね、そういった啓発をすることが、防災意識の向上につながるものだと思いますので、適時適切に、しっかりと、町長メッセージ等も発しながら、そして、町民に対しては、防災意識の向上につながるもの、対策を発信をしていきたいと思っております。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 災害の犠牲者は木城から絶対出さないという信念のもと、毎週ごとに、繰り返し繰り返しの呼びかけを行ってもらいたいと思います。

次に、共助ということについてでございます。

災害対策基本法に地域防災計画の作成が、義務がうたわれて、木城町も2013年に防災計画が作成されています。それを受けて、内閣府より、2014年1月に自発的な防災活動に関する地区防災計画制度がスタートしております。現状は制作されているのでしょうか。必要なものなのでしょうか。必要であれば、だれが作成しなければならないのか、各地区で作成しなければならないのか、伺いたい。

平成29年の第5回の議会で、町長は、防災関係は人材関係が大事である。人材育成を図っていくと言われていましたが、人材育成ができているのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、既に内閣府のほうですね、自発的な防災活動に関する地区防災計画制度をつくりなさいと、作成をなさいというのが出されておりますけれども、この計画は、義務でありますとか強制でもありません。しかし、地区単位でそういった計画を作るということになれば、職員を派遣するなり、あるいは協力支援を惜しみませんので、計画策定については協力をしていきたいと思っています。ただ、おっしゃるように、待っていてもしようがありませんので、機会をとらえてやっていきたいなと思っています。

それから、一方で、地域防災、自主防災組織も、大きな地区での防災には役立てるものだと思っておりますので、今それを、力を入れて、1つでも多くの地区が、この自主防災組織ができるようにということで、促しをしているところであります。これにつきましては、行政事務連絡委員会でありますとか、公民館長会を通じてお願いをしているところであります。

それから、人材育成の部分では、職員のスキルアップは当然でありますし、また、最終的な判断をする私のスキルアップも大変重要かと思えます。

一方で、やはり、実際の安全・安心につながる活動をしている消防団の方々にもしっかりとスキルアップをしていただきたいということで、訓練でありますとか、あるいは、数年前から取り組んでおりますが、防災士の資格をとっていただいて、そういった防災意識の向上、スキルアップに努めていただいているところであります。

また、お尋ねで地区防災計画制度等に関する詳細な説明が必要であれば、担当課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 地区防災計画につきましては、過去の災害事例を踏まえまして、

想定される災害について検討を行いまして、それぞれの地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要となってくると考えております。

現在ですね、本町では自主防災組織、先ほど、町長も申されましたが、自主防災組織の推進を行っております、昨年度には、町内で3組織目となる岩淵地区公民館が自主防災組織を立ち上げられました。備蓄品とか防災活動に必要なになります資材の購入に対して助成を行っているところでございますが、ご承知のとおり、自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚のもと、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であります。

災害による被害を予防し、軽減すると、そういった活動を行う組織とされておりますので、そういう点では、要望と減災を目的とした地区防災計画、こちらとつながることにもなるのかというふうに考えております。

策定に対して要望がありましたら、先ほど、町長も申されましたとおり、職員を積極的に派遣し、策定に対する協力をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 先ほどから出ています地区防災計画の自主防災組織活動を公共団体へ促進するということが基本になっているのですけれども、現状は、現在3地区、川原、四日市、岩淵、ここ5、6年ですよね。3地区しかできてないという現状でございます。

一番大切なのは、29年の5回の議会でも言われてはいますが、町長が、災害時には、近助・自助・共助が一番大切であると。地区に自主防災組織をつくっていただいて、減災・防災になるように、今努めていると答えられています。

なぜ、あれからもう5、6年たっているのですけれども、3地区だけなのかという、活動を活発にならないのかと。その原因は何なのかと、活発にする方法は何なのかということ、町長のお考えをお聞きしてまいります。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、桑原議員がおっしゃったように、今、木城町における自主防災組織、3つであります。昨年、岩淵地区が結成されましたので、今現在、3つであります。正直申し上げて、やはり、組織を立ち上げるにはリーダーが必要であります。そのリーダーをだれがやるのかというのが現実問題であります。

そういうことでは、私は防災士の資格を持っている方が、いわゆる防災に対する知識、技能も勉強されておりますし、それなりの使命感と覚悟を持って、資格も取られて活動をされているものと思っておりますので、防災士の方が、それぞれの地区で、そういった立ち上げにリーダーシップを発揮していただくのが一番かなと思っております。

先ほど言いましたように、この自主防災組織は強制をするものでもありません。だからこそ、やるには、徹底するのは難しい部分もありますが、防災士の方々にお願いをしたいなという部分は、本当に思っているところであります。

それから、おっしゃったように、自助・共助・公助、そして、一番大事と言いましょか、それプラス、先ほど言いましたように向こう三軒両隣という、昔ながらのつき合い方が必要でありますので、そういった部分で、こじんまりとした地区地区で、自主防災組織が立ち上がればいいのかなど思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今、町長が言われましたように、なかなか難しい面もあるのですけれども、災害基本対策の第7条に、住民側の責務として、基本理念にのっとり、防災訓練等、地域防災計画に定める防災活動への参加を努めなければならないとあるのですけれども、これも、詳しく調べた方はわかるかもしれませんが、一般の方は、もっと行政側のほうからわかりやすい説明と指導がなければ、町民だれも知らないと思うんですよね。

第7条3に、住民一人一人は、自ら行う自発的な防災活動、自主防災組織に寄与するよう努めなければならないとあるのですけれども、住民がその気にならなければ、全く進展しないという現状だと思います。

そういう言い方をしますけど、奥歯に物の挟まった形で、住民側のほうから上がってくるのを待つよりも、行政のほうから、ある程度連絡をして、自主防災組織の重要性、そして、全て行政指導ではいけませんけれども、組織ができる取りかかりとか起道に乗るまでは、指導して取り組む、腹を据えてもらったほうがいいのではないかなと。ではないと、前に全然進まないと思うんですよね。

なぜ活発にならないのかというのもあるのですけれども、先ほど言われた人材育成の部分もあるのですが、あと、やはりやる気、自分たちがやはり守らないといけないという形の部分の行動を起こしていくかと思うのですけれども、そのあたりを、もうそろそろ腹をくくっていかないと、起きてこないと思うのですが、町長によるしくお願いします。考えをここで。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 桑原議員がおっしゃることは私もわかっています。だからこそ、だからこそですよ。ある意味では、行政がつくりなさいと言って強制するものではないと。やはり、それは長続きしないと思うんですよね。そういった意味では、しっかりとつくっていただくように、重ねて、先ほども言いましたように、行政事務連絡委員会でありますとか公民館長会でお願いをしているところであります。

それから、3つつくられています、つくられたときには広報誌で流しておりますし、また、それに併せ、改めて広報でのお願いもしているところでもあります。1つでも多くの自主防災組織ができるように、私たちもう一度、啓発をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 先ほどから出ております防災士ですね。町内で今、72名おられます。その役割について、先ほど言われたように、リーダーシップをとってもらいたいということなのですが、具体的にどうしてほしいというあれはないのでしょうか。役割について、町長はどう考えておられるか。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 防災士の資格をとっている議員さんもいらっしゃいます。私もとっていますが、それについて、とったからこうなさい、ああしなさいというものではありません。あくまでも、その人、それぞれ目的があろうかと思いますが、要は、防災士資格をとることで、いろいろな防災の知識でありますとか技能も習得をしますし、私にとっては、とったことによって、もう十数年前にとったわけですが、1つの災害時における判断といいたいでしょうか、あるいは、そのバックボーンになっておりますので、そういった部分で、それぞれが防災士という資格をとった以上、それなりに考えていただければなと思えます。

ですから、先ほど、もう1つ踏み込んで言いましたように、できましたら、防災士、やはり、いわゆる地域の防災リーダーでありますので、そういった観点からは、自主防災組織をそれぞれの地区で立ち上げるときに、リーダーシップをとっていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今、防災士の問題ですけど、地域防災リーダーとして、自分から動くというのが、本当はいかなければいけないのですが、先ほどから申していますように、自主的に防災チームリーダーとして継続活動をやってもらいたいというのが行政側の意見なのですが、自主的というのが、なかなかできないと。だから、逆に言えば、ある程度責任感を与えるとか、そういう形で任命してはどうかと思うのですが。

例えば、2018年の西日本豪雨の教訓としての1つに、防災士が災害につながりそうな予兆を地域ごとに見つけて、危機を目で見える形で伝えたと。避難を促しているという取組もありました。

地域防災リーダーとして、今、72名の方の各地区3名ぐらい担当していただきまして、まず、

先ほど言われている地区、防災組織の立ち上げ等を協力をしてもらおうと。そして、そのほかの細かい点まで、行動マニュアルとかを作成してもらったらいいかなのと思うのですが、防災士の役割について、もっと、強い町にしてもらうための使命感を防災士に要望したらどうかと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどから言っていますように、この防災士に対して、権利、行動、そういった活動などが義務づけられているものではありませんので、気持ちとしてはこうしてほしいなという気持ちはありますが、それを願いますとかいう部分はなかなか言えないというのはご理解いただきたいと思います。

ただ、防災士もそれぞれですね、今、ネットワークをつくっております。県のネットワーク、それから支部でのネットワーク、木城は東児湯での児湯支部でありますので、児湯支部のほうでも、それぞれスキルアップ、いろいろな救命救助の活動のやり方ありますとか、あるいは、防災・減災に向けての講習会等も開いておりますし、そういった中で、いろんな取組がなされています。

ただ、今、コロナ禍でありますので、なかなかできないというのを聞いておりますが、その中で、お互いに切磋琢磨しながら、あるいは、その中で自主防災組織、頑張っていきましょうねとか、あるいは、その立ち上げに協力していきましょうねというのが、それぞれが芽生えればありがたいなと思います。

それから、もう1つは、防災士のほうで、先ほども言いましたネットワークをつくっておりますので、いろいろな訓練がありますが、そのときには、常に、私たち防災の基本は、顔の見える関係をつくっておかなくてはいけないというのがありますので、そういった部分では、ネットワークのほうですね、参加をしていただきまして、炊き出しでありますとか、そういった防災訓練の手助け、それから、それに参加をして、顔の見える関係をつくっていらっしゃることは間違いありませんので、そういった活動もなされているというのをご理解いただきたいと思います。

いずれにしても、防災士の役割、できるだけ、桑原議員がおっしゃるような方向でお願いをするというよりか、それぞれが、一人一人が目覚めていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 防災士について、町長おっしゃるとおりに、なかなかお願いするしかないということなのですが、そこはあえて、前に進めるためにやはり、一步を踏み出すべきではないかなと思うのですが。

次に、5番目の災害時、一番大事なことは、町民の安全確認でありますよね。

そこで、避難指示を出したが、避難されたか、まだ家にいるのか、状態を知るといふ安否確認が優先すると思いますが、その体制対策は現在できているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 安否確認の関係であります。避難行動支援者名簿をつくっております。それに基づいて、いろいろ安否確認等を行っていますので、担当課長のほうから答弁をいただきます。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 避難に対しまして、支援が必要な方を避難行動支援者というふうに読んでおりますが、福祉保健課のほうで避難行動支援者の名簿を作成しております。その名簿によりまして、地域包括支援センターの職員が各家庭に電話をして、確認を行っているということになっております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 名簿等の作成は福祉保健課のほうをやっているということで、それで確認されているということはいくともよいのでしょうか。わかりました。

昨年10月の台風で、中川原地区を中心に避難勧告が出されて、419の方が避難所に避難されました。避難所についての意見、感想等と今後の対策に注意しなければならない事項はなかったのでしょうか。また、避難所に行かず、独自で避難した人はどのくらいいたのか、その理由は何なのか。避難所に行ったが、帰られた方がいらっしゃいます。その理由は何だったのか。

避難所に行かず、自宅におられた方もいらっしゃいます。その理由は何だったのか。それらの検証は今後の対策に生かしていくべきだと思いますが、検証はされていたのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほど、桑原議員が一部おっしゃいましたが、5月20日でありましたが、町全体で水害を防ぐ流域治水関連法案、それから避難指示一本化等、大雨洪水警報レベル改定する災害対策基本法が参議院本会議で可決、成立をいたしました。

また、今月17日からは、気象庁と国交省のほうで、合同で線状降水帯の速やかな発表をするということになりました。このように、大規模の災害を1つの教訓として、それぞれ検証がなされ、そして、法改正がなされた、いろいろな防災・減災の取組が、対策がなされているところがあります。

今おっしゃったように、昨年2月、10月台風、町内でも、初めてでありましたが、初めてと



いいでしょうか、全国的に避難勧告指示を出しましたので、大々的に報道をされた関係もありまして、一躍、注目といいでしょうか、町民に対しては、町民も本当かなと、大丈夫かなという意識が芽生えて、避難行動につながった部分もあるかと思いますが、そういったように、常に、私たちは災害が終わった後、台風が過ぎ去ったとか、そういう部分ですね。しっかりとやはり、検証をして次の対策に生かしていくことが大事だろうと思っております。

昨年10月の台風での検証もなされていますので、詳細については、所管課の総務財政課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 昨年度から始めました試みでございますが、昨年度から避難所運営にかかわる全ての職員に対しまして、事前説明会を実施したところです。また、避難所運営には、各避難所に女性職員も従事していただいたことですね、避難された方がよりよい、より相談しやすい環境の推進を図ったところではございます。

加えて、災害情報の発信方法につきましても、今までのコスモス通信に加えて、木城町ホームページやLINEアプリによる情報発信も実施したところでございます。

また、今後も、運営の在り方についても、各避難所の責任者を、台風が終わった後ですね、集めまして、避難所運営検討会を開催して検証したところでございます。

課題の検証を実施しましたところ、検討会においては、コロナ禍での受け入れに対して、様式の簡略化や運営資材の要望、そういった要望がありました。また、避難所が長期化した場合の対策など、様々な意見がかなり出てきております。それらを、今後1つずつ解消しながら、今後の対策に向けて生かしていく必要があるというふうと考えております。

それから、避難所に避難されなかった方の理由につきましては、実際の把握は行っておりませんが、避難所の三密回避のために、事前広報として、分散避難についても何度も広報いたしましたので、その広報により、分散避難をされた方も多かったのではないかとこのふうにも考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 検証されたということなのですが、具体的に、何か、今後のことで皆に注意すべきことがありましたらまた1つ教えてもらいたいということと、それと、先ほど、安否確認という形で言いましたけれども、避難所に来られなかった人たちの行き先というのは確認できたのでしょうか。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 安否確認でございますが、先ほど申しました支援者等の安否確

認は行っておりますが、一般の方の安否については、実際、なかなか難しいところがありますので、行っておりません。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 安否確認についても、先ほどから言っています自主防災組織が確認していれば、その中の活動として持っていけるのかなという考えもあります。

続きまして、7番の各避難所に配置された職員さんのことなのですが、一生懸命やっていただいて、お世話されていたと思います。本当にありがたいと思っております、避難された方からもそう聞いています。

職員さんの中からの反省と意見も先ほどからあったということなのですが、初動マニュアルというのは実際あるのでしょうか。それとも、なくても活動できたのでしょうか。

というのは、避難所の備品の確認とか、操作方法、簡易ベットの組立とか、だれでも簡単に作業できるようにしてあると思うのですけれども、そのあたりのマニュアルがあったのかどうか。

先ほど、障害者、ひとり暮らしの避難誘導に関しては、スムーズに行われたと。その確認は福祉保健課のほうのことで避難させたということでは、それは省略します。

その初動マニュアルについては、職員さん用のはあるのでしょうか。

○議長（中武 良雄） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 災害時における災害時職員初動マニュアル及び避難所運営マニュアルにつきましては、作成はしております。ですが、今年の台風につきましては、新型コロナウイルス対策も必要となるということですので、初動マニュアルのみの配付ではなく、改めて全職員を集めまして、説明をしたところでございます。また、全職員を集めて説明をする中で、備品の操作についても実際、指導しているところでございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） わかりました。

それで、初動マニュアルはあるけれども、前回の分については、全職員を新たに説明したということではいいですね。

続きまして、8番の、現在、木城町指定避難所というのが18か所あると聞いています。収容人数も2,250人でありまして、コロナ禍でありますので、その半分と考えても1,125人となります。

その中でも、高城地区、町、御池、在地区というのは2,250人の中の450人しか収容できません。木城町防災計画書に、避難所指定については、当該地区の避難者を想定して、量的な確保を図るとありますけれども、高城地区は全く少ない状況であると思います。

昨年10月の避難時にも、高城地区在住の方が家族で事前に避難場所等で決めていた役場に避難できないということがありました。家に帰られ、不安な夜を過ごされたと聞いています。

今は、先に避難した人が好きな場所に避難しているように見えますけれども、事前に避難所を決めても、入れない場合がありますので、地区別で避難所を決めるべきではないかと思います。いざというとき、慌てる心配もありませんし、安否確認も時間がかからないと思います。

また、住民の方も、避難された住民の方も、地区の知り合いの人が一緒だったら、安心できるのではないかと思います。それと、高城地区には役場以外、頑丈で上部な建物が少ないので、指定避難場所のできる他の建物を検討していただきたいと思います。

例えば、高鍋信用金庫の木城支店とか、また、指定されていない他の公民館、御池地区公民館とか岸立団地集会所とか、有事の際の協力を依頼しているのでしょうか。町長いかがでしょうか。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 避難所につきましては、それぞれの地区といいたし、各地区に、できるだけ該当する施設を割り当てて指定をしているところであります。

それから、今、具体的に高城地区とおっしゃいましたが、なかなかできてない部分もありますが、できるだけ判断しながら設置をしていきたいと思っています。

高城地区につきましては今回、御池地区公民館を指定する方向で、今、検討しているところでもあります。加えてですね。

それから、避難の行動パターンであります。おっしゃったように、もう最近では、従来からの、避難所に行くという避難所一辺倒から、分散避難でありますとか、いろいろなことが、垂直避難もあります。

例えば、自分の2階建てであれば2階に避難をする。あるいは、高台地区にある自分のところの親戚であるとか友人の家にする。あるいはもう、ホテルに泊まるとか、そういったのがそれぞれ、先ほど言いました自助という部分では、自分の命は自分で守って、どこが一番いいのかというのを、それぞれ皆さん考えていただいて、されているだろうと思います。

ただ、行政といたしましては、最低限のやはり避難所というのは確保するということでは、今後も確保していきたいと思っています。

それから、今までは、いわゆる公共、あるいは公共的な建物を指定をしていますが、民間につきましても、難しい面もあるかもしれませんが、担当課のほうに指示をいたしまして、できるものであれば、そういった部分も、今、ご提言ありましたので、検討させていただきたいなと思っております。

先ほどからいろいろ出ていますけど、だからこそ、やはり自主防災組織は、一番安否確認もわかるわけですので、やはりこれを各地区でつくっていただくのが一番かなという思いがし

ているところであります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 今考えられることは、今、準備を全てやるべきだと思いますし、梅雨入りしまして、今から、集中豪雨とか大型台風、そして、いつ起こるかわからない南海トラフ地震との複合災害に備えていかなければならないと思います。

それでも何回も言いますが、やはり、リーダーである町長の真剣な呼びかけで、先ほどから言われている自助・共助の防災意識を図るしか、もう方法はないのではないかと。

ただ、残念なのですが、今、先ほど、自主防災組織の重要性はもう、皆さんわかっていらっしゃるのですが、なかなか、その一步に踏み切れないという面がありますので、先ほどから言うてます防災士の方をなるべく、地区分担でも考えていただいて、とっかかりをやはり決めていかないと進まないと思いますので、このあたりをまた、今後よろしくお願ひしたいと思います。

町民一丸となって、災害に強いまちづくりをしなければいけないと思いますので、町長の強いリーダーシップを期待して終わります。

○議長（中武 良雄） 2番、桑原勝広君の質問が終わりました。

○議長（中武 良雄） 次に、5番、6番の質問事項については一問一答方式により、1番、久保富士子君の登壇質問を許します。

○議員（1番 久保富士子君） コロナ感染症も第4波を迎えている中、今後、オリンピックが開催されますと、全国的にも感染が拡大するのではないかと懸念をいたしております。

本町も5月10日から、65歳以上の高齢者にワクチン接種が始まり、現在まで、先ほど、福祉保健課長もお話しされましたけど、心配される大きな副反応もなく、順調に2回目の接種が行われているとお伺いして、安心をいたしました。

職員の皆様におかれましては、各自、担当のお仕事もある中、交代でワクチン接種に努められておられるということで、感謝を申し上げます。

8月までには接種希望をされた町民の皆様へ、ワクチンが行き渡る予定であるとのお話もありましたので、ワクチン接種が今後順調に進み、新型コロナウイルス感染症が収束に向かうことを願って、通告どおり質問をいたしたいと思います。

まず、ヤングケアラーに対する支援対策についてお伺いいたします。

1、ヤングケアラーの認識と現在の状況についてお伺いいたします。

ヤングケアラーとは、日本語で、幼き介護者と言います。通学や仕事の傍ら、障害や病気のある親や祖父母、年下の兄弟などの介護や世話をしている18歳未満の子供のことを言い、大人が

担うような介護や家族の世話を当てる子供のことを言います。

最近では、全国的に社会問題になっており、新聞記事やテレビの報道でも見聞きする機会が増えています。核家族化やひとり親世帯の増加など、家族形態の多様化などとともに、ケアを担える大人が家庭内に減っており、子供に負担が行きやすくなるという現状が指摘されています。

その割合が、2021年4月に初めて、国の実態調査が行われ、中学生のおよそ5.7%、17人に1人、高校生で4.1%、約24人に1人に上ることがわかりました。

子供には健康を守る権利、教育を受ける権利、社会生活において同世代の子供たちと関係性をつくっていくなどの育つ権利など、様々な権利があります。そして、これらの権利が守られていない子供がいる場合には、その子供の権利を守るために、周りの大人が必要な支援を行い、子供の権利の回復や権利保障に努めなくてはなりません。

本来、大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりしている場合は、本来、守られるべき子供自身の人権が守られていないかもしれません。

遅刻や宿題忘れ、欠席ばかりでなく、部活動に参加できなくなることにより、体力、健康面の影響や友達と遊ぶ時間が奪われ、コミュニケーション能力の欠如につながる可能性もあります。このヤングケアラーは表面化しにくく、その実態を把握することが難しいと言われています。

本町において、ヤングケアラーに対する認識はしておられるのか。要保護児童対策地域協議会、これは実態調査と実態把握をどのように行っているのか。また、現在までにヤングケアラーに該当するケースがあったのか、お伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 久保議員がおっしゃったように、現在、特に18歳未満の多感な時期に、家事でありますとか家族の世話、介護を担うヤングケアラーが年々増加をしております。今までは、家庭内の問題が一気に社会問題化しているというのが報告をされてきておりまして、また、それが問題となってきたものと理解をしております。

問題は、そのヤングケアラー、いわゆるケアがお手伝いの範囲であると。いわゆる、私たちの学校時代を思い出していただけたらと思いますが、全校児童生徒の範疇にあれば、何ら問題はないと思いますけれども、そういったお世話をする、あるいはケアをする中で、学校へ行けなくなる。あるいは、学校に行きたくないようなものが出てくる。いわゆる学業の問題、あるいは先ほどから出ていますように友人関係の行き詰まり、あるいはクラブ活動もできない。あるいは、体力、健康面での影響、子供の人権を踏みにじるようなものまで出てくる。そういったことが出てくることは、大変危惧をしているものだと私は認識をしております。

そういうこともあって、昨年ですね、埼玉県では、日本で初めてケアラー支援条例が制定をされました。その中で、やはり言われたようなヤングケアラーに対する認識、それから実態把握、そして支援が規定をされているようでありますので、そういった部分が始まったところであります。そういった意味では、全国的に、まずはこのヤングケアラーの問題は緒に就いたばかりだというような認識をしているところであります。

そうとは言いましても、子供の将来を左右する大変な大きな問題でありますので、特に、個人情報保護、それからプライバシーの保護、それから、教育的な配慮をしながら対策を講じていくべきものだろうと認識をしています。

実態把握もろもろ、状況等について、関係します福祉保健課長、それから、教育委員会のほうから答弁をいただきます。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、ヤングケアラーの実態と申しますか、把握についてなのですが、福祉保健課につきましては、このヤングケアラーに特化するということではなく、保健、福祉、または介護、そういったこれまでの個別ケースにおいて、どちらかというところ、家族全体の状況であったり家庭環境、または経済的状況、いろいろな問題から対応をしているということで、子供に限らず、世帯を一体的に支援するというケースでの対応というふうに認識をしているところであります。

また、ご質問のありました要保護児童対策地域協議会での実態調査と実態把握ということですが、これ元々、要保護児童対策地域協議会は要保護児童の早期発見及びその適切な保護を図るため、必要な情報交換を行い、児童等に対する支援の内容に関する協議を行うという協議会であります関係、本町の場合は、その中でも主に、個別ケース検討会を中心に、随時行っております。

したがって、協議会の中で実態を調査するというのではなくて、実態把握については各現場、例えば、小学校・中学校もしくは教育委員会、その他、保育児童であれば保育現場、そういったところからの問題提起によりまして、この協議会のほうで情報交換を行い、協議するという場で、現在のところ、協議会のほうを進めております。

したがって、会議の中では、そういった問題のある世帯、または児童生徒のケースに対しまして、その状況の把握であったり問題点の確認、支援の経過と新しい情報の共有、そして、支援方針などを決定するというところで、個別ケース検討会を行っております。

当然、これまで、主に虐待を伴うものが多いかというふうに認識をしておりますので、必要に応じて、一時保護をするというケースもこれまでにはありました。併せて、このヤングケアラーに該当するケースがあったのかということではありますが、同協議会においては、先ほど申し上げま

したように、個別ケース検討会議というケースで、随時行っておりますので、例えば、過重に家事や家族の世話を子供に負わせているケースに限定されるというものはなく、それぞれの家庭、様々な家庭の事情等によりまして、経済的、または介護的支援などところも含めて、児童生徒への支援を必要とする、いわゆる、総合的な支援のケースとして、児童虐待も含めて、問題に対応、全体的な支援をするケースとして、これまで協議をした経緯があります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） ヤングケアラーにつきましては、数年前から社会問題としてクローズアップされてきました。

本年の5月17日付のヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告が、県教育委員会から教職員に対して周知徹底を図る文書として発出されており、町教育委員会といたしましても、小・中学校へ通知をしております。なお、現時点におきましては、小・中学校からは、このヤングケアラーの状態にある児童生徒はいないとの報告を受けております。

また、学校、教育委員会、福祉保健課と連携し、要保護児童対策地域協議会において振興、管理されている児童生徒の情報共有を定期的に行っております。

今しがた、福祉保健課の課長からの答弁でもありましたように、虐待等の問題と。または、生活環境の悪化等の事情があった場合に、それについて、随時、協議を行い、対策を講じているというところでございます。

この会議の中でも、重ねて申し上げますが、ヤングケアラーに関する報告は、今のところ、ございません。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 確かに、実態把握というのは難しいと思いますが、この5.7%、中学生ですね。17人に1人、この数字を見てもみますと、これは全国調査ですからね、木城町で当てはまるかどうかというのは、少し確かではないのですが、実態調査の結果を考えると、木城中の2年生が48人いらっしゃるわけでございます。あくまでも数字の上の計算にはなりますけれど、48人のうち3人ぐらいは、もしかしたらいる可能性があるのではないかなと考えております。今後、慎重に見ていく必要があると思います。

厚生省が平成30年度に、ヤングケアラーと呼ばれる子供たちをどのようにとらえているかなどの実態調査をしております。ヤングケアラーの概念を認識している要保護児童対策協議会、これは30%で、令和元年度は75%と、年々増加はしてきております。

しかし、ヤングケアラーと思われる子供の実態把握を行っている要対協は、これは、要保護児

童対策協議会の略でございます。要対協は3割、ヤングケアラーと思われる子供はいると思われるが、その実態を把握していない要対協は3割弱もあります。まだ、ヤングケアラーという言葉が浸透していない中で、自分が該当していると理解していない子供もいると思われま

す。要対協が十分、その機能が発揮できるよう、各機関と連携して、今後も実態把握に努めていただきたいと思

います。次に、学校におけるヤングケアラーの支援体制についてお伺いいたします。

子供の実態を把握していない理由として、ヤングケアラーと思われる子供はいるが、家庭内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい。子供自身やその家族が、ヤングケアラーという問題を認識していないなどが挙げられます。

地域や学校で認知されにくいことも、ヤングケアラーの問題を深刻化させている原因の1つです。ケアラーとなる子供は、家事や介護を行うことが当たり前で、特に、幼少期には、お手伝いとケアラーの違いがわからない。ケアラーの認識がない。家族から口止めされることで、声を上げないケースもあります。

また、ヤングケアラーとなった子供たちが成長する過程で、大事な時間となる勉強や部活動、また、友達と遊ぶ時間、これを家事や家族の介護によって奪われることで、進学や夢をあきらめたり、友人関係をうまく築けなかったり、将来にわたって、不利益を被ることが非常に懸念されます。

そこで求められるのが、早期発見、早期支援ではないかと思われま

すが、教職員の方々は、ヤングケアラーをどの程度認識しておられるのか。学校での取組と支援体制をお伺いします。

○議長（中武 良雄） 教育長。○教育長（恵利 修二君） 先ほども答弁で申し上げましたとおり、今回の県教委からの通知を通じて、学校の教職員の共通理解、そして、しっかりした意識を持っていき

たいと思

います。それで、学校では、第一に、児童生徒の悩みに対する早期発見に努めているところです。子供たちの悩みは、このヤングケアラーに関する悩みも含め、それ以外にも、いじめ、学校生活に対する不安など、多岐にわたっております。

そのため、毎月、相談の時間を設定し、悩みについてのアンケートを行ったり、担任が個別面談を行ったりしながら、悩みを抱えていないか、確認をしているところです。次に、悩みを抱えた児童生徒がいた場合は、県教育委員会から、木城中学校に派遣されているスクールカウンセラーとの面談を設定し、心のケアを行っております。このカウンセラーは、必要に応じて、小学校にも派遣が可能です。

さらに、児童生徒の生活環境の改善が必要な場合は、県教育委員会から派遣されているスクールソーシャルワーカーと連携し、保護者に対して面談を行い、支援を行います。また、場合によ



っては、保護者への指導も必要な状況があります。その際には、学校、教育委員会、福祉保健課で連携し、保護者の指導を行っております。

このように、ヤングケアラーを含めた悩みに対して、早期発見、早期対応にこれからも努めてまいりたいと思います。

ヤングケアラーについての新たな着眼点や意識を持ちながら、総合的にしっかりと、実態把握、早期発見、早期対応に努めてまいりたいと思います。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今の教育長のお話をお伺いしまして、安心いたしました。支援策なども、教職員の方々、一緒に考えられておられるそうなので、大変安心しております。子供たちを見るときに、ヤングケアラーである可能性があるかもしれないという視点を加えて、子供たちを見守っていただきたいと思います。

3番目に、ヤングケアラーの普及啓発に向けての取組についてお伺いいたします。

ヤングケアラーの認知度は年々高まっていますが、ヤングケアラーという存在を知らない人も多いと思われまじし、ヤングケアラーが世の中に浸透していないことが問題だと思われまじし。

ヤングケアラーに関する住民への周知、理解が進んでいないこと、周知に当たっては、周りの大人に対する周知はもちろんのことですが、子供たち自身の周知も重要です。ヤングケアラーの認知度を上げるために、講演会や研修会など、普及啓発が繰り返し、必要だと考えまじし、普及啓発に向けての取組についてお伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、先ほど、教育長の答弁にもありましたように、今回のプロジェクトチームによる報告書によりまじしと、今後取り組むべき施策としまじし、早期発見と把握、相談支援など支援策の推進、それと、社会的認知度の向上というのが提言として出されておりまじし、国としまじし、来年度、2022年度から3年間を集中取組期間として、社会全体の認知度を高める取組を進めるというふうになっておりまじし。そうしまじし、今後検討しまじし、そういった認知度の向上に向けての方針等が示されるというふうにおい思ひまじし。

先ほどからご質問がござりますように、要保護児童対策地域協議会での取組ということが今後、重要になってくるかというふうにおい思ひまじしので、これまで、個別ケース検討会委員を中心に構成をしておりましたが、もともと、この協議会は代表者会議であつたり実務者会議、そういったものがあるまじしので、そういった中에서도、協議ができるというふうにはおもひまじしので、教育課を初めとした関係する機関との連携によりまじし、そういった講演会であつたり研修会の開催についても、認知度を高める取組として、計画はしていきたくいというふうにおい思ひまじし。

以上です。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） ヤングケアラー支援の広報啓発につきましては、教育委員会としましても教職員、保護者に対して普及啓発が必要であると考えております。

特に、ヤングケアラーの問題につきましては、家庭内の事情であること、本人や家庭に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても、表面化しにくい構造となっているところであります。そのため、福祉、介護、医療、教育と、様々な分野が連携し、アウトリサーチによる潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見することが重要であります。

今後は、学校、PTAと連携しながら、ヤングケアラーに関する周知徹底を図ってまいります。具体的には、学校で行っている生徒指導研修において、児童虐待の対応に関する研修を設定し、その中で、ヤングケアラーに関する事案を取り上げてまいります。また、参観日等を活用し、保護者への広報啓発に努めてまいりたいと思います。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） このヤングケアラーの認知度は上げるためには、もちろん、教職員の皆さん、父兄の皆様、十分に研修をしていかれることは必要なことだと思います。でも、講演会や研修会など、普及啓発は学校だけではなく、地域を挙げて取り組むべき問題ではないかと考えます。

認知度が向上することで、子供自身や周囲がヤングケアラーであることに気づき、発見につながると思われますので、様々な形で、啓発に向けて取り組んでいただけるよう期待いたしております。

次に、今後の支援に対する取組についてお伺いいたします。

今後、ひとり親世帯や高齢化、核家族が進むにつれ、ヤングケアラーはますます増えてくると思われます。ヤングケアラーの中には、自身の人権を侵害されていることを自覚しておらず、SOSを出さない子供や、どこに相談してよいかわからない子供も多くいます。信頼できる大人が子供に寄り添い、話を聞いてくれる場所や、子供が気軽に相談できる場所の提供、相談機関の周知を、子供たちへも行うことが大切ではないかと思えます。

子供たちが相談しやすい環境を選択できるよう、多様な相談体制の整備が望まれると思います。SNSやオンラインを使った相談の充実や子供が相談しやすい体制が求められると思いますが、今後の取組をお伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 子供たちが相談しやすい相談体制の整備につきましては、現在、教育委員会が設置しておりますネットいじめ目安箱、ふれあいコール、24時間子どもSOSダイヤル、LINE相談がございます。

ネットいじめ目安箱は、日ごろの悩みを携帯電話を使って相談できるものであります。ふれあいコールは、県教育研修センターに相談窓口が設置されており、年末年始、祝日を除いた午前8時30分から午後9時まで、電話相談を受け付けております。24時間子どもSOSダイヤルは、平日、土日の午後9時から翌朝8時半まで、祝日においては、午前8時30分から翌朝8時30分まで相談できる場所です。

この利用について、県教育委員会や関係機関からの資料等、パンフレット等もございますので、そういうもの、または学校だより等を通じて、再度周知してまいりたいと思います。

なお、令和3年度からLINEを活用した期間限定の相談、教育相談窓口を県教育委員会において設置予定であります。こちら、設置され次第、周知を図ってまいります。

教育委員会では、今後も児童生徒の行動の変化に注視しながら、子供の悩みに寄り添った教育相談、指導、支援を継続するよう、小・中学校に指導をしてまいりたいと思っております。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今、教育長が言われましたように、情報の周知をお願いしておきます。

先ほどから申し上げているとおりヤングケアラーは社会的な認知度がまだまだ低く、十分に支援の手が差し伸べられていません。現在、全国では社会問題になってきており、多くの自治体が支援対策で乗り出しています。本町でヤングケアラーが確認されていないということですが、今後増えていく可能性は大きいと思います。

本町独自でできる支援対策と支援強化、また、先ほど、町長もお話されましたが、ケアラー支援条例の制定も今後の課題として提案いたします。

最後に、町長のお考えをお伺いして、ヤングケアラーに対する質問を終わりたいと思います。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃるように、ヤングケアラー問題については、まだ緒に就いたばかりであるというふうに認識をしています。これから、学校現場とか、そういった子育て世帯だけではなくて、やはり、おっしゃるように、町民全体で、この問題について取り組んでいく必要がある。また、それこそですね、少しでもヤングケアラーが、ある意味では早期発見ができて、対策が打てるものだろうと思っております。そのためにもやはり、研修会でありますとか講演会は、おっしゃるように、町民全体を対象にしたものとして開催をしていきたいなと思います。

それから、ケアラーの支援条例については、これについても、今、緒に就いたばかりでありま

すけれども、先進事例も参考にしながら検討していきたいと思っております。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次に、自殺対策の取組についてお伺いいたします。

まず初めに、本町の現状についてお伺いいたします。

2020年の県内の自殺者は227名、人口10万人当たり、自殺者数が全国ワースト3位の21.2人でした。内訳は男性が151人で66.5%を占め、女性が76人で33.5%でした。今回は前年比23人増と、女性の自殺者の増加幅が大きかったようです。

全国的に新型コロナウイルスの影響による女性や若者の自殺が増えている現状もあります。自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因が挙げられますが、本町の現状はどうか、お伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問のありました本町の自殺者数についてであります。直近のほうでご報告をさせていただきます。

先ほど、全国統計、令和2年度が上がっておりましたが、令和元年度が1名と、昨年度、令和2年度が1名という数値になっております。ただし、先ほどの統計数値でありましたように、令和2年度発表分につきましては、確定値ではなくて、概数ということになります。これは、全国統計が例年、9月に人口動態統計に基づいて確定値を発表しているということになりますので、一応、概数ということで、1名ということをご報告をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今の福祉保健課長のお話では、令和元年、2年と1名ずついらっしゃるということですが、原因の把握とかはできているのでしょうか。原因の背景をしっかりと把握して、今後の対策に役立てていただきたいと思っております。

次に、今までの自殺対策の取組についてお伺いいたします。

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで、個人の問題とされてきた自殺が社会問題として多く認識されるようになり、だれもが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、平成28年に自殺対策基本法が改正されました。

自殺対策基本方針に、自殺対策は生きることの阻害要因を減らす取組に加えて、生きることの促進要因を増やす取組も行い、双方の取組を通じて、自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

市町村の主な役割として、住民の暮らしに密着した方法、啓発相談、支援などを初めとし、地域の特性に応じた自殺対策を推進していく中心的な役割を担うことが求められていますが、これまで、どのような自殺予防対策に取り組んでこられたのか、取組の現状についてお伺いいたしま

す。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 自殺対策の取組でありますけれども、おっしゃるように、国が自殺総合対策大綱に基づいて支援を出されました。それを受けまして、一昨年3月に、木城町自殺予防対策行動計画というのをつくって、今、対策の推進を図っているところであります。

具体的には、3月が自殺対策強化月間、それから、9月10日から16日が自殺予防週間でありますので、その機会をとらえて啓発活動を行っているところであります。

詳細につきましては、福祉保健課長のほうから答弁をいたさせます。

それから、先ほど発言がありました、自殺者の調査というのは、私もこう思いますが、ある意味では触れてほしくない。あるいは、様々であります。負の部分でありますので、それを行政が実態調査をするのはいかかなものかなという、私は正直に、そのように思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 具体的な取組についてであります、先ほど、町長のほうも申し上げられましたように、この9月の自殺予防週間、それと3月の自殺対策強化月間、この期間に対しましては、自殺予防対策に関するリーフレット等を配布を行って、生きる支援に関する周知、啓発を行っております。

併せて、健康カレンダーを毎年お配りをしてしておりますが、ここの3月には、心の相談室等の相談支援に関する周知を掲載をさせていただいております。

その他の相談窓口としての事業であります、随時であります、保健センターの保健師が随時、相談には対応をしているという状況で、併せて、心の相談事業としまして、臨床心理士の先生によります相談事業も、定期で年6回、実施をしております。

なお、自殺予防に関するリーフレット等につきましては、福祉保健課に限らず、関係します公共施設や関係機関等にも置いて、配布をさせていただいております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今、町長もお話しされましたが、木城町自殺予防対策行動計画を拝見しますと、様々な形で自殺予防対策に取り組んでおられることがよくわかり、感謝申し上げます。

3月は自殺対策強化月間、9月には自殺予防週間等と、ホームページを開きますと、各市町村も取組みがたくさん載っております。しかし、木城町は自殺対策計画が掲載されておられません。私、調べたのですけれど、なかなか、ホームページの中から見つけることができませんでした。

この自殺対策計画については、掲載はされているのでしょうか。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ただいまの本町の自殺予防対策行動計画については、冊子として平成31年3月に発行をさせていただいていますが、ご質問のありますホームページ上の掲載については、現在のところ、行っていないという状況です。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 私、高鍋町を見て、これはいいなあとおもっていたのですが、そのような形で掲載される予定はないのでしょうか。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 掲載については、冊子として必要に応じてお配りをしているのでありますので、掲載できないというものではないというふうには認識していますので、今後のホームページ上の掲載につきましては、また、検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次に、自死遺族に対する支援体制についてお伺いいたします。

家族の自殺により、残された人々は精神的な打撃を受けており、様々な心の問題が起きることもあります。1人の自殺が、少なくとも、周囲の5人から10人の人たちに深刻な影響を与えると言われており、家族と地域に与える心理的、社会的、経済的影響は計り知れないものがあります。

社会の偏見や周囲の誤解などによって、周囲の理解が得られなくなったり、人に話せず、孤立してしまったりと、特有の状況に陥りやすく、自分の愛する人を自殺で失ったと認めることをとても困難に感じ、いわれない2次的被害も受けることがあります。

病死や事故死以上に、個人とのつながりが強かった人に深刻な打撃をもたらす可能性もあり、場合によっては、残された人がうつ病や不安障害、PTSD、アルコール依存症などの精神科疾患を発症する可能性も高くなり、専門的な治療が必要になるケースもあります。

また、経済的な問題も起こります。このような場合、残された家族に対するケアやサポート、経済的支援体制はどのようになっているのか、現状についてお伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 自死遺族に対する支援ということではありますが、自殺対策については、基本的には、このほかの自殺未遂者の支援というのもありますので、事後対応という対策になろうかというふうに思っております。

基本的には、先ほどからの事前予防であったり、自殺発生の危機対応という支援と同じように、事後対応を行うというふうには認識をしております。

相談支援を中心にした遺族の状況等に応じた必要な支援が行えるような形で、担当窓口であります保健センター、中心は保健師ということになるかと思いますが、そういったところの受け皿としては、体制をとっているという状況であります。先ほど来、町長のほうからもありましたように、なかなか、家族その他親族等に入り込むということについては、難しい面もありますので、現在の段階では、例えば、遺族と接点を持つ可能性がある関係者等と連携をするなど、必要に応じて、各分野の関係者や関係機関とも情報の提供、または情報の共有を行わせていただいて、それが、そういった遺族のケアとかサポートにつながるよということ、進めて取り組んでいるという状況であります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 支援体制の現状をお聞きしましたが、自死遺族にとって、自殺の背景、故人の亡くなった時期、遺族自身やその家庭が抱えている問題などによって異なり、遺族の置かれている状況も、時間とともに変化していくと思われま。

重要なのは、遺族の心理や反応を十分に理解した上での対応であり、遺族自身が必要と感じたときに利用できる適切な情報の提供や日常生活上の様々な場面に実際に必要となる具体的な生活支援のメニューの提供、また、メンタルヘルス対策ではないでしょうか。

自殺の原因によって、対策や支援体制が様々に変わってくると思われまので、今後も深く、関係機関と連携して、その原因にあった包括的支援を行っていただきたいと思いま。

次に、最後になりますが、今後の自殺対策の取組についてお伺いいたしま。

1番目に、子供たちへの命を守る取組ということ、子供たちの命を守る取組として、SOSの出し方に関する教育がありま。

これは自殺対策基本法において明文化されているほか、平成29年に閣議決定された新たな自殺総合対策の重要施策の1つとして位置づけられています。このSOSの出し方に関する教育、これはどのような教育なのか。学校での取組や子供とかかわる地域住民に対しての啓発がどのように行われているのか、お伺いいたしま。

○議長（中武 良雄） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） SOSの出し方に関する教育とは、子供たちが、命や暮らしの危機に直面したときに、だれにどうやって助けを求めたらよいか、具体的かつ実践的な方法を学ぶ教育の1つでありま。

具体的には、悩みを抱えたときに、24時間子どもSOSダイヤルやチャイルドラインなどの

相談窓口を活用すること、そして、心の危機に陥った友人の感情を受け止め、考えや行動を理解しようとする姿勢など傾聴の仕方、そして、SOSの受け止め方について、児童生徒に考えさせるなどの指導があります。

教育委員会では、昨年度の木城町校長会において、このSOSの出し方に関する教育を具体的に実践するように指導をしております。そして、今年もその具体的実践を進めようと考えております。

特に、2学期始業式や3学期始業式を迎える前日に、児童生徒に自殺者が、全国的に増加する傾向が見られるため、夏休みや冬休みなどの長期休業に入る前に指導を行い、悩みに対処する方法を具体的に児童生徒に指導するよう、小・中学校に指示しております。

なお、これまで、本町の児童生徒に自殺者はおりません。また、学校と民生・児童委員との連携を図る連絡会を小中合同で実施し、情報交換を行い、気になる子供や家庭などについても、様々な実態を把握し、見守っていただけるよう、啓発に努めております。今後も継続して実施したいと考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今のお話をお伺いしまして、様々な取組を実践されていらっしゃるみたいですので、安心して子供たちを任せられるのではないかなと思います。

また、地域ぐるみで子供たちを見守れるような体制づくりを、これも目指していただけたらと思います。

次に、2番目に、高齢者への支援についてお伺いいたします。

木城町の高齢化率は年々、全国的にでもありますが、増加しております。今後、高齢化がさらに進むにつれて、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増加すると予想されます。高齢者の社会的な孤立は、自殺リスクが高くなると考えられ、既に孤立状態にある高齢者は、早期に必要な支援につなげることが大切だと思います。

予防対策が重要課題となっておりますが、その対策を今後どのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 高齢者の対策についてであります。高齢者につきましては現在も、地域包括支援センターによりましてひとり暮らし、または高齢夫婦世帯の実態把握等と状況確認を定期的に行っておりますので、早期に支援できる体制としては、一定確立されているものというふうに思っております。

また、こういった実態把握が高齢者の場合はできているということもありますので、緊急時を



含めて介入しやすい環境にはあるというふうにも認識をしております。それが今回の自殺対策で言う早期発見と早期支援につながるということになるのかなというふうに思っております。

しかしながら、このコロナ禍においては、どうしても生活習慣の変化、または、それぞれが感染する不安というものもありまして、引きこもり状態、いわゆる閉じこもりという形になる高齢者も少なくはないというふうに思っております。

地域の見守り活動や居場所づくりというのは、今後の活動に対して重要なことというふうに思いますので、前にもお話をさせていただきました地域包括支援センターの相談協力員、これにつきましては、もともと、医療とか福祉の現場で就労された経験がある方、または、そういった資格を持たれた方の予定をしておりますので、そういった方の活動が非常に期待される場所があるのではないかなというふうには思っております。

当然、これからも民生委員とか各種介護に携わる民間の事業者、それと各種ボランティア等、数多くの方と連携をしながら、地域において、多重的な見守り活動を推進をしていくという必要性はあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今、お答えいただきましたように、高齢者の孤立を防ぐためには、他者とのかかわりを持ち、生きがいを感じられるいろいろな居場所づくりの対策が、本当に重要だと思います。

現在、椎木地区には世代間交流施設として「かしのみ」があります。高城地区にも居場所をつくっていただきたいとの声も町民から上がっておりますので、今後、ご検討をいただけたらと思います。できましたら、先日、寄附していただきました病院跡地の有効活用として、高齢者の居場所スペースも考えていただけたらと思います。

3番目に、自殺対策を支える人材の育成についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの終息がまだ見通せない状況の中、いかに早く、心の病に気づいてあげられるか、細やかな対応が求められます。そのためには、関心のある人を対象に、地域におけるゲートキーパーの育成にも力を入れる必要があるのではないのでしょうか。

計画では、自殺対策を支える人材の育成として、まず、行政関係者から研修を行い、順次、町民対象へと広げていくようになっておりますが、現在の研修状況はどの程度まで進んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 自殺対策を支える人材育成ということですが、ご質問のありますように、職員は通常、それぞれの課において、様々な相談を受け、対応するということ

から、身近な人の悩みや問題に気づき、寄り添うことができる、いわゆる模範となるようなところで、あらゆる機会を通じて、適切な対応ができる将来像を目指す必要があることから、今回の計画のほうにも挙げさせていただいておりますので、この自殺対策に関する研修に限らず、ゲートキーパーの目的にもあります、やはり気づきであったり傾聴、またはつなぎ、見守りといったその他の活動、また、そういった研修会に参加をするということも必要かと思っておりますので、そういったものを研修会等に位置づけて、職員の資質、人材育成に努めるというふうには行っているところであります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、かかわりを通して孤立、孤独を防ぎ、支援することが重要だと思います。

1人でも多くの町民の皆さんにゲートキーパーとしての知識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場で、できることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながると思われますので、ゲートキーパー養成講座への参加を積極的に呼びかけていただき、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進めていただきたいと思います。

人が自ら、命を絶つということは、どのような表現をしようとも、当事者にも、周囲の人たちにも、また、広く社会にとっても、例えようもなく、つらく苦しいことです。だからこそ、タブー視するのではなく、真摯に現実と向き合い、丁寧に理解を深めること、そして、だれもが孤立に陥らないように、様々な困難への実践的な支援策の強化を図っていただくことが重要ではないでしょうか。

最後に、町長のお考えをお伺いして質問を終わりたいと思います。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 最後に、久保議員まとめていただいたお考えと一緒にあります。国のほうでも、だれもが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すということが言われていますので、そういった社会、木城町をつくっていきたいと思います。

○議長（中武 良雄） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） これで質問を終わります。

○議長（中武 良雄） 1番、久保富士子君の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

## 日程第2. 散会

○議長（中武 良雄） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日8日は委員会審査となっています。本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に一言お礼を申し上げます。

本日は、早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただき、また、新型コロナウイルス感染防止対策にご協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう、議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございました。

議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後0時07分散会

---